

パルシステム山梨 公認会計士監査規約（新旧対照表）

新	旧	備 考
<p>生活協同組合パルシステム山梨</p> <p style="text-align: center;">公認会計士監査規約</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(公認会計士監査の意義等)</p> <p>第2条 本組合は、組合員及び社会の信頼の一層の向上に資するため、監事による監査の他、本組合と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人による監査を受けるものとする。</p> <p>2 次に掲げる者は、公認会計士監査の監査人となることはできない。</p> <p>(1) 公認会計士法の規定により、決算関係書類(消費生活協同組合法（以下「生協法」という。）第31条の9第2項に規定する決算関係書類をいう。)について監査をすることができない者</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(付則)</p> <p>この規約は2017年6月15日より施行する。 <u>2 この規約は2021年3月25日より施行する。</u></p>	<p>生活協同組合パルシステム山梨</p> <p style="text-align: center;">公認会計士監査規約</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(公認会計士監査の意義等)</p> <p>第3条 本組合は、組合員及び社会の信頼の一層の向上に資するため、監事による監査の他、本組合と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人による監査を受けるものとする。</p> <p>2 次に掲げる者は、公認会計士監査の監査人となることはできない。</p> <p>(1) 公認会計士法の規定により、決算関係書類(消費生活協同組合法（以下「生協法」という。）第31条の7第2項に規定する決算関係書類をいう。)について監査をすることができない者</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(付則)</p> <p>この規約は2017年6月15日より施行する。</p>	<p></p> <p>消費生活協同組合法改正に伴い生協の記載改定により、公認会計士監査規約で参照する条文番号が変更となったため</p> <p>施行日の記載</p>